

論文

リベラルな中立性と小さな政府

——社会的ミニマム極小化とベーシックインカム極大化——

齊藤 拓*

1. はじめに：本邦の BI 論批判とその応答

BI は市場原理主義的・ネオリベ的であると批判される。それらは概ね、(1) BI は貨幣の物神性にとらわれた政策構想であり、貨幣をばら撒くだけの BI は生存を保障しないので、(2) BI ではなく基礎的な社会サービス（医療、住居、教育など）を普遍主義原則にしたがって無償で保障する「福祉国家」を実現して、個人の生活・生存を市場の偶然から保護すべきである、という筋の主張としてまとめられる¹。生存や社会的ミニマムの保障よりも小さな政府を強調する「ネオリベ的 BI 論」の優勢な本邦において、BI 論者は「ベーシックインカムは雇用・保険・世帯ありきの社会保障再設計の材料だ」（山森 2010）とか、「現金給付と現物給付のバランスを見据えた政策」（小沢 2010: 21）とか述べて、ネオリベ的 BI 論への牽制と福祉国家論者への反論を並行している。だがそれによって、BI の政策ツールとしての相対的重要性は当然低くなり、ことさら BI にこだわる意義が見えなくなる。ゆえに、BI 論者が BI を生存や社会的ミニマムを保障するための手段と見なすかぎり、「BI によって現在の所得保障制度の大半を置き換えるというのなら、その置き換えによって新たな困窮者が生じないよう、BI を補足する諸制度とセットにした検討が必要なはずであり、むしろ、そうした検討とその結果の提示こそが、BI 論の本論——注記ではなく——をなさなければおかしいのではないか」という後藤（2010: 32）の BI 論批判はいかにも妥当である。つまり、BI とは現行福祉国家的諸政策の代替なのか補完なのか、は本邦でも BI 論議の主要論点なのだが、後者の場合、適切な現物給付の諸政策はどのように決定・実行され、どのような「現金給付と現物給付のバランス」として落ち着くというのだろうか？

筆者の見るところ、論者の殆どは無自覚に BI を所得保障政策だと前提している。その前提が無自覚であるがゆえに政策目的が何であるかが不明瞭となり、そもそも目的が不明確であるから、BI 導入はネオリベ的な社会につながるか否かといった感情的議論にしかならない。そんな中で筆者は、別稿（本巻）で、パレイス（Van Parijs 1995）の規範的 BI 論を Fischer（1995）の政策評価枠組みに適用し、形式的自由の保護と社会的ミニマム保障とを制約条件とする BI 水準をあらゆる政策従事者たちが終局的に参照すべき政策目的とせよとした（「政策目的としての BI」論）。それでも、特に二つの制約条件を満たすための公共財・現物給付に関する議論には理論的な不徹底さと政策実行上の不確定さがある。本稿はこの「政策目的としての BI」論を現行の規範理論で用いられている概念・語彙で検討し、「二つの制約条件付き BI 水準」をマクロな政策目的に設定する背景にはどのような規範的価値、経済・社会的事実に関する暗黙的・明示的な想定があるのかを述べる。とくに、本稿はパレイスに依拠しつつも、形式的自由や社会的ミニマムを保障する諸政策の内容と水準を最小限に見積もるべきと主張する。それは、リベラルな中立性を放棄しないのであれば、経済的効率性（つまりは一人当たり BI の増額）以外の理由で公共財や現物給付を正

キーワード：ベーシックインカム、政策科学、共同体論、卓越主義、市場原理主義

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 非常勤講師

当化することは不可能であり、マクロ的には BI 水準のみに関心を向けるのが整合的だと判断するからだ。

2. Van Parijs (1995) の自由構想における二つの制約条件

パレイスの BI 論は現代の平等主義リベラルの関心に沿って、諸個人が可能な限り望み通りの生を送る——より自由に生きる——ために、誰に（主体）、何が（対象）、どのように（基準）、分配されるべきか、に答えるものであり、その回答が二つの制約条件下での一人当たり BI 最大化であった。とはいえ、「所得は自由そのものではないが少なくとも自由をエンピリカルに近似する指標である」との粗雑な近代経済学的発想に異を唱えることこそ、そもそも規範理論の主務でなかったか？ 現代の分配的正義論において、主体は個人であるとして、分配対象と分配基準については抽象的なレベルでさえ大きな意見の分岐がある。それでも、所得だけを分配してよしとする議論など皆無である。ところが彼に依拠する本稿は、二つの制約条件付きとはいえ所得を分配対象とし、同時に、**各人はより自由であるべきだ**という立場をとるので、自由の大きさと所得の大きさであると主張しているように映る。だがあくまでも、無条件 BI の最大化を**政策システム**にとっての終局的な目的とせよ、というのが本稿の主張だ。以下、本節では制約条件として要求される公共財・サービスについて詳述する。

制約条件の一つ目、「形式的諸自由の保護」についてさほど問題はない。「警察および司法、外的脅威に対する実効力ある軍隊または自衛力、様々なレベルの領域における集合的決定作成のための適切な機構」(Van Parijs 1995: 42) など公共財によってもたらされる。公共財には閾値があるとする一般的な想定をひとまず受け容れるなら、国家が国家の体をなすために（そこに住む各人が形式的諸自由を享受するためには）要求される公共財への投入は固定的であると想定できる。挙げられている警察・司法・軍隊・立法といった公共財については、現行より大幅に充実すべきと期待されていると思えないので、これら公共財への投入もこれまで通りないし合理化の進捗に期待して微減、と想定できるだろう（この想定に異論の余地は大いにあるが本稿では扱わない）。

制約条件の二つ目、「社会的ミニマム保障」ははるかに問題含みである。「社会的ミニマム」とは「ある個人が自らの社会で最低限ディーセントな生活を送るために必要な資源のバンドル」(White 2004) であり、本稿では、当該社会でこの社会的ミニマムへのリーズナブルなアクセスを全成員に保証する一連の制度・政策が整備されている状態を「社会的ミニマム保障」と呼ぶこととする。平等主義のリベラルとしてのパレイスは、「社会的ミニマム保障」という用語ではないが、特別なニーズのある人にその特別なニーズそれ自体を根拠にした対応が理論上は BI に先行してなされることを要求する。その際、彼は「非優越的多様性 Undominated Diversity」という平等基準（以下 UD 基準）を提唱する。この基準は、大まかに言って、ある社会において、ある個人の包括的賦与 A が別の個人の包括的賦与 B よりも劣る（優越されている）と、その社会の成員すべてが判断するような優劣関係が存在しないかぎり、その社会では「平等」が達成されていると考える。個人の包括的賦与（comprehensive endowment）とは、その個人の肉体的・精神的能力のような譲渡不可能なプロパティである内的賦与（internal endowment）と、所得など譲渡可能なプロパティである外的賦与（external endowment）を足し合わせたものを言う。

この UD 基準は、例えば障害者など「優越されている」と判断される個人の内的賦与はそのままに外的賦与を上乗せする——障害年金を支給する等——という典型的な障害への金銭「補償」であると思われがちだ。そのようなやり方は不自然・ごちない・直観的に望ましくない、といった批判（立岩 2010: 147-88）は尤もであるが、UD 基準が包括的賦与に基づいて個人間の優劣を判断する以上、内的賦与の強化という方向も排除されていない。じっさいパレイスは、UD 基準達成のための様々な現物サービス・政策を例示しながら、「ヘルス・ケアや教育システムの形成をリアル・リバタリアンの見地から導出するにあたって、経済的効率性のみがその唯一重要な考慮事項ではない」と明記している（Van Parijs 1995: 259, note. 45）。これは、当該社会全体の経済的アウトプット、ひいては一人当たりの現金 BI を犠牲にしてでも、その社会のどんな成員であれ享受することを保障されるべき何らかの「社会的ミニマム」が存在すべきことを意味する²。

だが、UD 基準それ自体が社会的ミニマム政策の具体的な内容と水準を述べることはなく、実務的には使えない概念である。UD 基準が導くミニマム水準は、当該社会の豊かさと多様さの——豊かさに比例し、多様さに反比例する——関数であり、経験的にしか知りえないという非先験性もさることながら、UD 基準の「使えなさ」はそれ

以上に、その非客観性にある。UD 基準や、より一般的に厚生経済学が持ち出す類の平等や衡平の概念は、殆どの場合、その達成がいかなる客観的手続きによって担保されるのか判らない。UD 基準についても、それが満たされたことを教えてくれる客観的に観察可能な事実を名指すことができない（これは、後述する厚生主義アプローチにも言える）。それでも、パレイスのように、UD 基準を単体の平等基準としてではなく **BI 最大化の制約条件**として提示すれば、政策決定過程のあり方次第では客観的に観察可能となる。すなわち、純粋に利己的な動機で動く諸個人からなる、全員一致を政策決定の条件とする政策形成過程をパスした社会政策や障害者政策ならば（そしてそれらのみが）、UD 基準を満たしたと見なせる。というのも、彼の定式において、UD 基準を満たすための諸政策は万人に一律給付される BI 財源から割かれるので、当該政策が実現されるということは、それらは有権者らが自分の BI を減額させてでも実施されるべきと判断したことを意味するからだ。しかし残念ながら、現実の政策決定過程はそのようなものではないし、そうあるべきだという根拠も彼によって与えられてはいない。

では、UD 基準をどう評価すべきだろう？ UD 基準は当時（1990 年代前半）の社会哲学がたまたま参照していた「ある種の知的伝統に連なる」アイデアに過ぎず、そんなものが社会的ミニマムに関する議論をリードすること自体が間違いだという見解もあろう（立岩 2010: 149）。だが筆者の見るところ、Van Parijs（1995）が評価されるべきは、UD 基準の考案と提唱そのものよりも、社会的ミニマム保障（UD 基準）をベーシックインカム**最大化の制約条件**として提示した点にある。その含意は二つある。第一に、社会的ミニマム政策に割く資源が大きくなるほど一人当たり BI（個人の消極的自由の近似）は小額になる。つまり、社会的ミニマム保証と自由は**一定程度**トレードオフなのである。困窮に陥った個人にのみ条件付きでベーシックニーズを満たす財サービスへのフリーアクセスを与える現行の社会的ミニマム政策は、自らが生存を保証されることの機会費用を各人が自覚しない。それに対してパレイスの定式のもとでは、生存が何らかの具体的な内容と水準で保証されることは、万人に（つまりは自分にも）給付される BI を減じることになるのだ、という点を各人が自覚できる。第二に、あくまでも**制約条件**であるという点であり、UD 基準が満たされない限り BI の支給は開始されないというわけではなく、BI 導入によって UD 基準が満たされることがあってもよいということだ³。そして、BI 水準が高いほど、ある特定の貨幣換算された社会的ミニマム水準に万人が近づくことになる。ターゲティングの社会的ミニマム保障プログラムは、この BI と社会的ミニマム水準との差分だけ実施されればよい。

3. 社会的ミニマムをめぐる三つの立場

二つの制約条件下での一人当たり BI 最大化という本稿の立場を、現代の分配的正義論（平等論）に即して考察してみよう。今のところ、社会的ミニマムがより抽象的にはどう観念されるべきか、正義ないし平等の「通貨」とは何であるべきか、について三つの主要な見解がある。道徳哲学における長い伝統を持ち今なお根強い支持を有する功利主義のエッセンスを引き継いだ厚生主義（welfarism）、個人責任を考慮して帰結よりも機会に焦点化するロールズ以降の平等主義リベラルにみられる資源主義（resourcism）、Sen による両者の批判にはじまり政策実務家にも浸透しつつある潜在能力アプローチ、である（White 2004）。

規範理論においてこれらは容易に妥協し得ない対立点を含んでいるとされるが、政策分析者の目には、政策評価においてそれぞれ異なる情報に注目しているだけで必ずしも相互排他的ではないと映る。政策分析者の主要な任務は、公共部門が公の名のもとに人・モノ・金をインプットして生産し分配する財サービス（公共サービス）が、社会・対象人口・特定の個人それぞれのレベルにどのようなインパクトを与えているかを評価すること、そして、そのインパクト評価の知見から当該政策の改善をデザインすることである。このとき、これら三つの規範的アプローチの違いとは、端的に、政策分析者が参照すべき「評価の指標」の違いである。各アプローチが「評価の指標」に関する規範理論からの提言なののだとしたら、各アプローチはそれぞれ、①評価の対象：②評価の主体：③エンピリカルな評価指標、を明確にせねばならない。①は何を評価しているのかを問うものであり、レベルに応じて、「社会の基礎構造」とか、「政策プログラム」、「特定個人ないし集団の福祉」といったものが考えられる。②はそれら評価対象を誰が評価するのかという問題であり、③はエビデンス・ベースの政策分析に不可欠な観察可能な経験的数値への「見える化」の問題である。

潜在能力アプローチと資源主義は三つのレベルの評価対象すべてをカバーするのに対して、厚生主義はもっぱら個人（の選好充足）に焦点を当て、社会や政策を評価するという志向性が著しく低い。それは、厚生主義がどのようなエンピリカル指標を採用するのかほとんど予見できないことによる。とはいえ、各人の熟慮された選好が充足されればそれ以上の情報は冗長と見なす厚生主義は、むしろそういった客観的な指標化を頑なに拒む姿勢が特長であり、明確なエビデンスを要求する政策評価とは考え方が根本的に異なる

これに対して、潜在能力アプローチと資源主義は具体的な政策デザインのために多くを語ってくれるが、そこに問題も出てくる。両アプローチが具体的なことを語ろうとするほど「リベラルな中立性」が損なわれてセクト主義の懸念が生じるという問題（「リスト問題」）がある。両アプローチにはアンビバレントがあり、「潜在能力・機能」とか「基本財」とかいった概念だけではあまりに抽象的で使い物にならないという批判に応じて「どの」潜在能力や機能が根本的に重要なかを具体化しようとするほど、異なる善き生の構想の間で中立を保てなくなる。両アプローチは、部分的にせよ、客観的に同定できる財や機能を確定的な善性を帯びるものとして提示してしまう（井上2008）。

本稿の社会的ミニマム保障を最小化してBIを最大化する立場は、制約条件の部分にエンピリカルな政策評価が可能な資源主義（基本財アプローチ）ないし潜在能力アプローチを採用し、目的関数の部分で厚生主義的な考え方を採用している。というのも、当人の福利のみに関わる自己利害的選好（self-interested preferences）だけを考慮すること、および、ある事態や対象をどの程度選好したかのみを問う中立性の高さ（押しつけがましさを極小化）、を自らの利点とする厚生主義が具体的な分配対象と政策を提言するとしたら、個人所得と社会の市場化という組み合わせが尤もらしい。とくに市場での購買を顕示的な選好充足と見なして事後的に選好を説明する立場は、所得を目的関数とする本稿と親和的である。それは個人主義とリベラルな中立性に可能な限り徹するという価値判断の反映でもある。

潜在能力アプローチや資源主義にはまた、「集計問題 aggregation problem」が存在する。その内容と水準について広範な合意の得られた潜在能力や機能（ないし基本財）のリストがあるとして、そのリストに記載されている潜在能力が万人に保証されることなどありうるのか？ たしかに、何らかの福祉プログラムを受ける特定個人たちはそれら潜在能力を保証される（少なくともそれらを獲得する方向での支援を受けるようになる）可能性が高い。だが、それ以外の人々の潜在能力は誰が評価し、万人に保証されている事を為政者はどのように知るのか？ ここにおいて、「社会的ミニマムの保障」とは、あくまでも、その社会の成員に社会的ミニマムへの「リーズナブルなアクセス」を与えるものであって、確実に絶対的なアクセスを無条件に与えるものではないという自明の事実が確認される。では、ある潜在能力（ないし基本財）について、いかなるエンピリカル指標がどの程度であればその社会でリーズナブルなアクセスが保障されていると言えるのか——例えば、Nussbaum (1999: 40-41) が「人間にとって中枢をなす機能的潜在能力」の最初に挙げた「物理的生存のための潜在能力」について、死亡率や重犯罪率がどの程度であれば当該社会の成員はリーズナブルにアクセス出来ていると言えるのか？

潜在能力アプローチは「人間開発指標（HDI）」、「生活の質（QOL）」、「質調整生存年（QALY）」など様々なエンピリカル指標を開発・改善してきた。これを集計値に関心を奪われ個人の多様性を捉え損なっていると批判する向きもあるが、政策分析者から見ればそれは致し方ない。いかに素晴らしい潜在能力ないし基本財のリストが提示されようと、そして、どのように賢明で強力な統治主体の下であれ、それらが保証されるのは蓋然的（probabilistic）なことに過ぎない。潜在能力アプローチは、現にある福祉的プログラム（およびそれを受給する特定個人の well-being）を改善することには向いているだろうし、普通の諸個人が自分や周囲の人の生を客観的に評価するための参照枠にはなりうるが、政治的・法的秩序といった社会の基礎構造を判断する基準として画期的とは思われない。社会の基礎構造を評価する基準として潜在能力アプローチによって測られる「社会的ミニマム保障」を採用するとして、依然として何らかのエンピリカル指標の集計値を参照せざるをえない。であるがゆえに、個人の自由を最重視する本稿にとって、潜在能力アプローチないし資源主義によってリードされる「社会的ミニマム保障」は直接の目的関数にはなりえず、BI（個人的自由）最大化という目的関数の制約条件として、何らかのリーズナブルな水準での達成が要求されるに過ぎないのだ。またこの時、その「社会的ミニマムの保障」を表現する特定エンピリカル指標（群）の特定水準は、最も効率的で安価な政策手段によって達成されねばならず、社会的ミニマム保障の「最小化」には

この意味もある。

4. 安易な「熟議」頼み

これら「リスト問題」と「集計問題」への対応は往々にして「熟議」に委ねられる。センもレレヴァントな機能ないし潜在能力のリストを熟議の手続きに開いておけば潜在能力アプローチがリベラルな中立性を損なうことにはならないと考えるようだ。しかしそれは、何が集合的な権力行使を正当化するかという政治哲学の根本的争点にクエスチョン・ベギング関して熟議デモクラシーに有利な論点先取の問題回避をしているに過ぎない（デン・アイル/ラスマッセン 2009）。どのような理想的過程を経たものであっても集合的決定が諸個人の行為を掣肘する範囲と深度を極力抑えようとするリベラリズムが、あらゆる領域に集合的推論を拡張せんとする熟議デモクラシーを歓迎するわけがない。むしろ「公共」政策に関しては、その目的・手段ともに熟議による透明で理性的な決定が徹底されねばならないが、そのような公共的決定およびそのインパクトを最小化せよと本稿は主張している。

上述の三つ、厚生主義・資源主義・潜在能力という現代平等論の主要見解は、あくまでも各人の自由はどのような情報に基づいて評価されるべきか（政策目標）を論じるものであって、具体的にどのような公共財・サービス（政策手段）の内容と水準が採用されるべきかを指定するものではない。三つの立場が同じ政策手段を推奨することはありうる。そして、その手段——社会的ミニマム政策の具体的な内容と水準——の選択はそれら評価に基づいて不断に修正・変更されねばならない。パレイスの制約条件部分（とくに UD 基準）にしても、それを基本財と潜在能力いずれの観点で考慮するにせよ、社会的ミニマム政策の具体的な内容と水準も、その現実的決定手続きも、依然として未決であり、規範的・政策的・技術的等々の判断によって決定されねばならない。結局、パレイスに依拠する本稿の BI 論は、この社会的ミニマム保障政策の内容と水準をどう見積もるかによって、ネオリベ市場原理主義にも福祉国家的連帯主義にもなりうる。本稿がこれを最小に見積もってネオリベ市場原理主義に傾くのは、リベラルな中立性を放棄しないのであれば、経済的効率性（つまりは一人当たり BI の増額）以外の理由で公共財や現物給付を正当化することは不可能であり、社会的ミニマムを熟議民主的決定に委ねるよりも、保育、教育、ヘルス・ケアといった内的賦与に対応する諸施策も経済的効率性の観点で正当化し、一人当たり BI 水準の上昇を期待する方が理屈として整合的だと判断するからだ。

5. 市場原理主義：労働は市場で評価されるしかない

先述の通り、貨幣をばら撒くだけの BI は生存や自由な生を保障せず、BI ではなく「福祉国家」——集合主義によって基礎的な財サービスの公的供給を実現した体制——を志向すべきだとする BI 批判がよくある。だが、各人が享受する育児、教育、ヘルス・ケアは公共サービスとして供給され、その内容と水準は何らかの「熟議」的な公共的決定によるべきだ、と言えるのだろうか？

我々の生存や自由な生を可能にするものが貨幣ではなく具体的な財とサービス（他人の労働）であることは言を俟たない。むしろ筆者も、個人の自由をもっぱらその個人の消費する財とサービスの関数と想定する⁴。このとき、他人の最終消費に供されるサービスは言わずもがな、財についても結局はその生産・流通に携わる人々の労働によって各人の用に供されるわけだから、あらゆる財サービスが「労働」に還元される。ヴェルナー（2009）が示唆するように、社会の技術水準を所与とするなら、我々が貨幣を使うその時に、労働市場に参加してくれる人々がどの程度の質と量の労働を供給してくれるのかに依存して、各人の持つ貨幣の実質的な購買力（個人的自由の近似）は左右される。つまり、我々の自由は他人の労働をどれだけ消費できるかに左右される。問題は、それぞれの財サービス、およびその背後にある労働がどの程度貴重なものであるかについての評価である。そして、市場ないしそれに準ずるもの無くしてその評価は得られない。市場価格は人々の機会費用を反映しており、各人にとっていかに「偶然的」に映ろうと、道徳的に恣意的ではない。

そもそも、市場の価格シグナルなくして、我々は自分の生き方が儉しいのか贅沢なのかを知ることは決してない。例えば、保育を要する子供をかかえた成人（男女問わず）が保育サービスを家庭外に求めて就業するという生き方は、

あくまで現状においては、「贅沢」なのだ。彼（女）の生き方は他人の子供に対するケアサービスという（少なくとも現状において）希少な労働を必要とするのだから。対して、日がな一日ネトゲ三昧のニートの生き方は「儉しい」かもしれない。彼の生き方には熟練労働や感情労働といった高価になりがちなサービスも特段に希少な財も必要ないのだから。前者の人生が贅沢でないことを担保するには、各人に可能な限りの職業選択の余地（これはBI水準に比例する）を与えた上で、各人が保育サービスのための労働を廉価に提供してくれた結果として、保育サービスが継続的に低価格で供給される経験的事実が観察される必要がある（「生産」を行う前者と「消費」しかしない後者とは同列に論じられない、との異論には他稿で答えたい）。その際、「市場の論理」は否定されないどころか妥当な議論にとって不可欠である⁵。

6. 卓越主義的ないし共同体論的な政策立論の排除

国家はいかなる特定の善の構想も優遇せず、特定の善き生の構想それ自体の望ましさを根拠に社会のあり方や公共政策の内容を決定すべきではない、という通俗的に理解される「リベラルな中立性」にコミットするとしたら、国家が育児ケアのあるべき内容・質・水準について事前は何らかの決定をするべきではなく、ケア提供側の事情（労働内容や労働条件）とケア消費側のニーズが市場・準市場的な機構でマッチングされた結果として、社会的なケアの内容・質・水準は決まるべきだ。そしてそれらは事後的に観察される。人々が価格その他の情報に反応して、ケアサービスに対する需給もケアの内容も変化させると予想できるから、育児ケアの市場任せでは世代の再生産が行われず社会が持続不可能になることはないかと仮定する。その場合でも、保育サービスの不足を嘆く人々が、この業界の一層の市場化という方向ではなく、公共サービスとして育児ケアが提供されることを当り前と考えたとしたら、それはなぜだろうか？

一つに、共同体論的心性がある。社会の持続可能性と言うとき、それは単にある物理的空間で人々の営みが継続的に行われるということではない。上記の問いにおいては、むしろ、「あるべき社会」が持続可能でなくなることが懸念されている。そのときすでに、漠然とではあれ「あるべき社会」像も、「われわれ」という曖昧ではあるが確かに存在する共通感覚に基づく「通常の生活」もイメージされており、そのために「最低限必要な」財サービスも自明であるとされる。共同体論は、通俗的には、この共通感覚に基づいて政治生活を構成し公共政策をデザインすることを是とする。二つに、卓越主義的心性がある。先述の、ケアを必要としている勤労者とネトゲ・ニート、この両者の生き方について、我々の多くが直観的に、前者の方が後者よりも望ましいと思う。そして卓越主義は、特定の生の構想がそれ自体で望ましい場合には国家がそれを支援し、望ましくない場合にはそれを排除することを許容する。育児ケアの内容・質・量を市場任せにすべきではないのは、育児と勤労を両立させるような社会形成への参加を重視する生き方は、それ自体で望ましい、万人が追求すべき、政治的・社会的動物たる人間の本性にかなった人生像であるからだ。この人生像の追求を万人に可能とするために、公的主体が市場の論理を曲げてでもあるいは各人の現にある選好をいじってでも支援すべきとするこの態度は、個人基底的ではあるが人間本性や個人存在のあるべきかたち（徳）に明示的に言及する、典型的な現代卓越主義の態度である。

社会的ミニマム政策最小化を謳う本稿は、たとえ熟議を経たものであろうと、何らかの社会的ミニマムの内容と水準を明示した際に不可避的に入り込んでくるこれら卓越主義的・共同体論的な価値を最小化しようとするものである。ただし、本稿が排除するのは共同体論および/または卓越主義に基づく政策立論——これら二つのイデオロギーによってしか正当化しえない諸価値をマクロな政策目的に位置付ける政策立論——であって、卓越主義的ないし共同体論的と映る政策プログラムの実施が論理的に排除されているわけではない。結果的に見れば、国家がケアを必要とする勤労者の生き方をネトゲ・ニートの生き方より優遇することはありうる——むしろその蓋然性はかなり高い——し、二つの制約条件を満たすBIの継続的な最大化という政策目的からすれば、おそらく北欧型のアクティベーションが推奨される。しかしそれは、その生き方自体の規範的望ましさを共同体論的あるいは卓越主義的に称揚するからではなく、端的に、そのような諸施策が経済を拡大して個人所得税収を増大させるからという道具主義的理由による。

7. BI の自由観

問われているのは「社会的ミニマム」の認識に対する我々のスタンスである。我々はいかにして「生存に必要な最低限」を知りうるのか？ それは熟議によって決定されるようなものではない。いかにすばらしい内容と水準の社会的ミニマムが公共的に決定されたところで、それが具体的諸個人に絶対的に保障されることなどありえない。各人は自らの生存を満たすに必要な財サービスが賄えなくなったら生存しなくなる、これは動かせない事実としてある。それはBI批判とセットで推奨される「福祉国家」が実現しても変わらない。福祉国家は「生存を保障」するのではなく、各人が生存を満たす財サービスへのアクセスを得る蓋然性を高めているに過ぎず⁶、各人はその予算制約（所得）の範囲内で「生存が保証」されるだけのことだ。諸個人は、公共部門の提供する有償・無償の財サービス、自らの人間関係資本ソーシャルキャピタルから得られる財サービス、そして、予算制約の範囲で市場から得られる財サービス、これらを自らの裁量でその生の構想に最も適合するように選択しながら人生を終える。その社会にとっての「社会的ミニマム」や「通常の生活」は、そんな諸個人の人生（の集計値）を事後的に眺めてはじめて、その具体的な内容と水準が知られるのだ。要するに、本稿は「最低限ディーセントな生活」とか「通常の生活」を事前に想定しないし、それに必要な財サービスの内容および水準、さらにはそれらを貨幣換算した完全BI水準も、事前には想定しない（ゆえに、BIの定義に「生活に足る」といった文言は入れるべきではない）。それには共同体論的・卓越主義的な実体的議論を必要とし、結局は何らかの標準的人生像の提示につながる。

よく、「BIは各人の自由な生を保証する」と謳われるが、いかなる制度・政策の組み合わせによっても、各人が好きなように生きるという素朴な意味での「自由な生」を保証することなどできない。BIにしても、あくまでもその時々⁷の社会や経済のあり方を所与として、各人が「より」自由に生きることを可能にしてくれるに過ぎない。その意味では、「ベーシックインカム論の「自由」観の貧困」（錦織 2010）という感想は尤もであり、BIは個人的選択としての消極的自由しか与えず、しかもその予算制約内での自由でしかない（とはいえ、BI批判者の目指す「福祉国家」であっても、特定個人の「生存が保証される」ことなどありえず、人々に生存のための財サービスへの「アクセスがより容易になる」に過ぎないのは既述の通りである）。だが、自由とはそのように消極的に観念されるものでしかあり得ない。諸個人は物理的・社会的な状況、人間関係、社会的諸関係に常にすでに埋め込まれているという共同体論者のリベラリズム批判は言われるまでもないことである。リベラリストの反論は、どのような状況・関係性を自分にとって構成的で不可欠なものと考え、どのようなものを自分にとっての桎梏や負荷と見なしてそこからの解放リベレーションを望むかは諸個人の判断に拠るべきだし拠るしかない、というものであるべきだ（ゆえに筆者は政治的リベラリズムではなく包括的リベラリズムに与する）。リベラリストはこの認知的個人主義にコミットするべきであり、リベラリズムとは、この個人的認知のモトで各人が「負荷」と判断する諸々からの解放を不断に目指す、その志向性を是とする政治思想と見なされるべきなのだ。実に、各人はいかなる場合でも「負荷なき自我」どころかむしろ負荷にまみれている。その「負荷」とは、物理法則でもあれば、自らの無能さや社会的諸関係でもあるだろう。リベラリズムは、「負荷なき個人」を前提になどしておらず、むしろ、「より負荷のない」個人を志向するのだ。BIの自由観とは、この、より負荷のない状態としての個人の自由である。

8. おわりに：リベラルな中立性への疑義

本稿の論証が妥当なのは「リベラルな中立性」にコミットするならばの話である。本稿の物言いはむしろ、集合的決定において多様な善の間での中立はありえないとする共同体論のリベラリズム批判に説得力を与えたかもしれない。例えば、「ケアを求める勤労志望者は贅沢である」という所論は、リベラル批判者たちにとってはリベラリストが陥る誤謬の好例と映るだろう。人々が必ずしも自律的に選択したわけでないコミュニティの中で、どのような実践を生き、それにどのような価値や意味を見出しているのかを全く見ようとせず、各人が消費する財サービスの希少性のみを問題とし、何が正ないし善であるかを選好の集計に委ねている、と。そもそも、市場価格が教えてくれるのは、あくまでも現状の制度的配置・資源の賦存状況・各人の選好（各人の善き生の構想を含む）を所与とした場合の、財サービスの希少さ（貴重さ）にすぎない。市場が教えてくれる「儉しい」生き方が、倫理的に善い（卓

越した) 生き方と同じでないことは言うまでもないし、道徳的に公正な(正義にかなった)生き方であるとも限らない。望ましい人間の在り方(徳)や行為(善)、目指すべき共同体のあり方とは何かといった実践的な規範哲学の伝統的問いに答えられないのが「リベラリズムの限界」とされ、これら実践倫理問いこそ現代の喫緊の課題であると考える公共心の高い人々がリベラリズムに見切りをつけて共同体論や卓越主義に向かいつつある。だがそれらは、個人・集団の行為や政策プログラムにとっての妥当な実践のガイドを提供することは出来ても、終局的な統治の原理にはなりえない。

そもそもリベラリズムとは、諸他の政治的立場と競合する特定の政治思想というより、より高次の「メタ規範の政治哲学」であり、「政治を倫理から可能な限り分離するドクトリン」である点に真のユニークさがある(Rasmussen and Den Uyl 2005: 34; 37)。どのような個人のあり方が卓越であるのか、どのような行為が善であるのか、共同体のあるべきかたちとは何か、これらに対する答えは、国家や法あるいはフォーマルに構成された共同体によっては包摂されえない実践に拠るしかない、との達観こそがリベラリズムの本質である。本稿は、あくまでもこのリベラリズムという枠組みのなかで、個人間の自由の分配のみに焦点化し、諸個人の嗜好とその環境を政治的強制力によって事前に意識的に方向付ける共同体論的・卓越主義的な心性は排除すべきとした。リベラリズムという政治的枠組みそれ自体およびその社会経済的含意を精査すること、および、それを統治原理として採用することの規範的妥当性を問うことは、他稿に委ねる。

注

- 1 『POSSE』誌の一連のBI批判論稿(後藤 2010; 萱野 2010; 錦織 2010a; 2010b)や河添(2010)など。
- 2 パレイスは現在、個人間の内的賦与の優劣に対応するための社会的ミニマム保障政策の内容と水準を決定するためのツールとして、UD基準よりドウォーキンの仮想的保険スキームの方が望ましいと考え直しつつあるらしいが、個人間での平等のために何らかの公共財・サービスがBI最大化の制約条件として規範的に要求される点は変わっていない。これは2010年1月の研究会(於立命館大学)での発言だが、世界規模のBIという文脈であり、各国でのミニマム設定の議論にはUD基準が依然として有用との判断はありうる。
- 3 じっさい、Van Parijs(2003: 202)は、Van Parijs(1995)で示した分配的正義構想は、①自己所有; ②包括的賦与における非優越的多様性(UD基準); ③外的賦与の価値の持続的なマキシミン配分(最適課税によるベーシックインカム)、という「厳格な優先順位のない三つの原理」の「ハイブリッドな組合せ」だとする。
- 4 「制度」といったもの(公式・非公式を問わず)についても、特定の知識に基づいてなされる具体的諸個人の労働に還元される。
- 5 過度の市場信仰の弊害が指摘できる米国とは異なり、日本の保育サービスの供給不足・需要超過はむしろこの業界に市場の論理が不足しているためとの診断がある。鈴木(2010)が指摘するように、日本の幼稚園・保育園業界は規制・補助金によって参入障壁が高くコスト高になっているうえ、各自治体の提示する保育料が明らかに低いためにそれが新たな需要を生んでいる。
- 6 あるいは、ドウォーキンの仮想的保険市場にみられるように、当該社会の平均的個人が概して必要とする機能をもたらす諸資源(財サービス)を国家が規模の経済によって効率的に提供するだけのことである。

Reference

- Fischer, Frank (1995=2006) *Evaluating Public Policy*, Belmont CA: Wadsworth.
- Nussbaum, Martha (1999) *Sex and Social Justice*, Oxford University Press.
- Rasmussen, Douglas B. and Douglas J. Den Uyl (2005) *Norms of Liberty: A Perfectionist Basis for Non-Perfectionist Politics*, Pennsylvania State University Press.
- Van Parijs, Philippe (1995) *Real freedom for all: what (if anything) can justify capitalism?*, Oxford: Clarendon Press.
- Van Parijs, Philippe (2003) "Hybrid Justice, Patriotism and Democracy: a Selective Reply", in Reeve and Williams eds. *Real Libertarianism Assessed: Political Theory After Van Parijs* (Palgrave Macmillan), pp. 201-216.
- White, Stuart (2004) "Social Minimum", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy* (Fall 2008 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL = <<http://plato.stanford.edu/archives/fall2008/entries/social-minimum/>>.
- 井上 彰 (2008) 「厚生平等——「何の平等か」をめぐって」、『思想』、1012 (2008/08): 103-130.
- ヴェルナー、ゲッツ・W. (2009) 『すべての人にベーシック・インカムを: 基本的人権としての所得保障について』、現代書館.

- 萱野稔人 (2010) 「ベーシックインカムがもたらす社会的排除と強迫観念」、『POSSE』、vol. 8: 73-84.
- 河添誠 (2010) 「すべての若者に雇用と生活の保障を」、『日本の科学者』、45 (5) : 248-251.
- 後藤道夫 (2010) 「「必要」判定排除の危険——ベーシックインカムについてのメモ」、『POSSE』、vol. 8: 27-41.
- 鈴木亘 (2010) 『財政危機と社会保障』、講談社現代新書.
- 立岩真也 (2010) 「第1部 BIは行けているか?」、立岩/齊藤『ベーシックインカム：分配する最小国家の可能性』(青土社)、pp. 11-188.
- デン・アイル、ダグラス/ラスマッセン、ダグラス (2009) 「第七章 リベラリズムからの退却——ケイバビリティーズ・アプローチ」、森村編『リバタリアニズムの多面体』(勁草書房)、pp. 151-189.
- 錦織史朗 (2010a) 「ベーシック・インカムが使えない4つの理由」、『POSSE』、vol. 6: 97-106.
- 錦織史朗 (2010b) 「ベーシックインカム論の「自由」観の貧困」、『POSSE』、vol. 8: 85-96.

Liberal Neutrality and Limited Governments: The Minimization of Social Minimum Policy Regime and the Maximization of Basic Income

SAITO Taku

Abstract:

This paper defends an argumentation for basic income (BI) as a policy goal that the author has presented in another thesis in this volume. His argumentation insisted that the level of basic income satisfying two constraints – that is, the protection of formal freedom and the achievement of a social minimum policy regime – should be adopted as a policy objective at the macro-empirical level of policy evaluation. By examining the political implications of Van Parijs (1995) within the framework of contemporary theories of distributive justice, the normative values and socio-economic assumptions that support the adoption of this constrained extremum are unfolded. Finally, it is shown that this argumentation supports the principle of liberal neutrality and excludes any policy argumentations grounded in communitarian or perfectionist values.

Keywords: basic income, policy sciences, communitarianism, perfectionism, market fundamentalism

リベラルな中立性と小さな政府 ——社会的ミニマム極小化とベーシックインカム極大化——

齊 藤 拓

要旨:

本稿は、別稿(本巻)でなされた政策目的としてのBI論、すなわち、形式的自由の保護と社会的ミニマム実現という二つを制約条件として満たすBIの水準を、あらゆる政策従事者たちが終局的に参照すべきエンピリカルな政策目的と見なすべきという主張、を擁護する。Van Parijs (1995)の分配的正義構想の制度・政策的なインプリケーションを現代の分配的正義論の文脈にそって精査することによって、その制約条件付きBI水準をマクロ・レベルでのエンピリカルな政策目的として設定せよと主張することの背景に、どのような規範的価値、経済・社会的事実に関する暗黙的・明示的な想定があるのかをあきらかにする。社会的ミニマム政策への支出を最小化し一人当たりBI水準を最大化するという本稿の立場は、リベラルな中立性を擁護し、卓越主義ないし共同体論に基づく政策立論を排除することから生じる。